



令和5年11月28日

国税庁長官  
住澤 整 殿

全国青年税理士連盟  
会長 富川 和將  
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-8  
代々木第 10 下田ビル 7F  
電話 03-3354-4162

## 納付書の事前送付取りやめに対する要望書

私たち全国青年税理士連盟は、昭和42年の設立以来、国民のための税理士制度、税務行政、税制を実現することを目的に租税制度その他の諸制度について研究し、積極的な提言を行うなど日々活動しております。

さて、令和6年5月以降、e-Taxにより申告書を提出している法人等に対して、納付書の事前送付を取りやめる件（以下、本件といいます。）につきまして、当連盟は令和5年7月3日付にて、すでに貴庁宛に抗議文を提出しております。

その後、9月27日に開催された日本税理士会連合会理事会において、本件に関して貴庁より「納付書が必要な方につきましては、税務署にお問い合わせいただくことで希望者全員に送付させていただきます」との説明がされました。

過日提出した抗議文においても記載を致しましたが、現在のわが国のデジタル社会の様相を鑑みれば、事前に納付書が郵送される合理性は十分にあり、納税者の利便性の観点から必要な施策であると考えます。

また、貴庁の説明によれば、所轄税務署へ電話をすれば納付書を郵送するとのことですが、電話については、現状ではいわゆる繁忙期の際には多くの納税者が電話をするためにそもそも繋がりにくいのが常態であり、また電話連絡をしたにもかかわらず繁忙期ゆえに貴職員が送付を失念してしまう懸念も存在します。納付書を入手するために電話をする手間と時間を納税者に負わせることは本末転倒な対応です。

また、いわゆる中間（予定）納税について、納税者がその納付を失念する可能性があり、税務行政の混乱は容易に想像されます。

確かに申告納税制度は納税者自身が申告と納税をする制度ではありますが、その制度を円滑にならしめるための施策の提供は貴庁が負っていると考えます。多様な環境下にある納税者があまねく円滑に納税できる環境を整えることこそ納税者の利便に資するものと思慮致しますが、本件はこれら多様な納税者の利便に寄与するものではなく、税務行政のDXの名のもとに行われる納税者サービスの低下でしかありません。

よって、本件に関しあらためて強く抗議を申し上げるとともに、引き続き令和6年5月以降も納付書の事前送付を行うことを切望します。

以上